

※ 登録番号	第1309号 (平成30年11月19日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしきがいしゃりびんぐいん 株式会社リビングイン	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	さがら きいちろう 相楽 喜一郎	
5.資本金額	300万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
さがら きいちろう 相楽 喜一郎	代表取締役	常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
さがら きいちろう 相楽 喜一郎 営業所の業務を統括する者 助言・投資判断を行う者	代表取締役	
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 社	令和5年 2月1日	〒108-0072 東京都港区白金6-21-4 モデルナ3階 T E L : 03-6555-3053 F A X : 03-6831-6208
計1店		

9.業務の方法

<p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。</p> <p>①種 類：オフィス、マンション、アパート、テナントビルなど</p> <p>②規 模：主に延床面積100㎡以上、2階建て以上の物件</p> <p>③エリア：東京23区を中心に、神奈川県、埼玉県などの首都圏など</p> <p>④その他：空ビルなどを含め、リースアップが見込めたり再開発により、購入価格以上の価値で売却が見込める物</p> <p>2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等</p> <p>3. 報酬体系は以下の通り。但し、詳細は契約締結時に案件毎に決定する。 管理の場合には、契約期間中の収入の3%~5%程度。その他、投資総額の0.5%~2.0%程度。 インセンティブとして、投資終了時にIRR10%を超えている場合には、その内の20%を報酬として受領予定。例えば、投資総額が1億円以下の場合には2%。1億円超~10億円以上の場合には1%。10億円超の場合には0.5%を基準として活動します。 その他実費として、交通費やレポート作成費、工事改修費などを受領予定。</p> <p>4. 報酬の受領時期は、報酬の性格により異なり、以下の通りとする。 投資実行時：総報酬の20%程度 期中の管理・リースアップ・改修：総報酬の30%程度 投資終了時：総報酬の50%程度と、インセンティブ報酬を受領</p>
--

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事許可 (1) 第096307号	平成26年 2月21日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

<ul style="list-style-type: none"> 1 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 2 不動産の売買・賃貸借・管理及びその仲介業務 3 不動産に関するコンサルティング業務 4 不動産に関する書籍、印刷物等の企画、制作および販売 5 不動産鑑定業務 6 経営コンサルティング業務 7 損害保険の代理店業務

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
さがら きいちろう 相楽 喜一郎	60株	100%	東京都

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の内名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
兼職なし	